

『長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例』について

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課

1 目 的

基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車による事故のない安全で安心な県民生活を確保し、及び自転車の利用を促進することを目的とする。

2 基本理念

- (1) 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、県、自転車を利用する者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。
- (2) 自転車の利用の促進は、本県の特長に鑑み、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

3 県、関係者の責務等

(1) 県等の責務

対象者	内 容
県	○ 自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施 ○ 国、市町村、事業者その他の関係者と緊密な連携 ○ 自転車の安全な利用及び利用の促進に関する広報・啓発 ○ 市町村が自転車活用推進計画の策定する際の支援
自転車運転者	○ 自転車関係法令の遵守、歩行者・他の自転車運転者等の通行への配慮 ○ 自転車の定期的な点検・整備、事故被害を軽減するための器具の使用
自転車利用事業者	○ 従業者への自転車関係法令の遵守に関する教育 ○ 自転車の定期的な点検・整備
自転車貸付事業者	○ 貸し付ける自転車の定期的な点検・整備、適切な保管

(2) 市町村等の役割

対象者	内 容
市 町 村	○ 自転車の利用に関する施策での国、県等との連携協力 ○ 地域の実情に応じた交通安全教育の実施
県 民 等	○ 自転車の安全な利用に関する理解を深めるための知識の習得等 ○ 国、県、市町村が実施する自転車の利用に関する施策への協力 ○ 自転車の安全な利用
学校等の長	○ 児童、生徒等が自転車を安全に利用するための必要な教育の実施
交通安全団体	○ 関係法令の遵守に関する啓発など自転車事故の防止のための活動

※ 上記の県以外の対象者については、「努める旨」を規定

(3) 遵守事項等

自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車、自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮に努める。

4 施策の基本的事項

(1) 自転車活用推進計画

自転車の安全な利用、自転車を安全で快適に利用できる環境の整備及び本県の特長を生かした自転車の利用の促進に関し、総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的な施策を定める。

(2) 推進体制の整備等

- 県は、市町村、県民、事業者等と連携を図り、自転車の安全で快適な利用を推進する体制を整備し、自転車活用推進計画に基づく施策を推進する。
- 毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況について評価、公表を行う。

(3) 自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策の推進

県は、市町村、学校等の長、交通安全団体などと連携協力し、学校等における交通安全教育の推進はじめ自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策を推進する。

(4) 自転車損害賠償保険等の加入の義務化等

対象者	内 容
自転車運転者	○ 自転車損害賠償保険等への加入
保 護 者	○ 監護する未成年者が運転する自転車の自転車損害賠償保険等に参加
自転車利用 事業者	○ 事業活動で利用する自転車の自転車損害賠償保険等に参加
自転車貸付 事業者	○ 自転車損害賠償保険等に参加している自転車による貸付けの実施
自 転 車 小 売 業 者	○ 自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認 ○ 加入が確認できない場合の自転車損害賠償保険等の情報提供と加入の勧奨

- 県は、自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等を行う。
- 交通安全団体及び保険者は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便を図るため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等に努める。

(5) 道路以外で自転車を利用する場合の環境保全等への配慮

道路以外の場所における自転車の利用に当たっては、当該利用に係る利用者又は事業者は、自転車の安全な利用、自然環境の保全等への配慮に努める。

(6) 自転車貸付事業者の登録制度

自転車損害賠償保険等に参加している自転車貸付事業者で、自転車の安全な利用に関する情報提供等の知事が定める基準に適合している者は、登録を受けることができる。

5 施行期日

公布の日。ただし、「自転車損害賠償保険等の加入の義務化等」及び「自転車貸付事業者の登録制度」については、平成 31 年 10 月 1 日